

## ご利用前に必ずお読みください

弊社 AI アプリをご購入いただき誠にありがとうございます。

この契約書は、お客様（以下「甲」といいます。）が日本システム開発株式会社（以下「乙」といいます。）の「車両ナンバープレート検知お試しキット」製品を使用されるに際し、このパッケージ内に含まれるプログラム、マニュアルその他ドキュメント類の使用許諾条件を定めるものであり、お客様がこのパッケージを開封した時点、または購入日より 10 日経過した場合でこの契約書の各条項に同意したものと取り扱われ、甲乙間で本ソフトウェアの使用許諾契約（以下「本契約書」といいます。）が成立するものとし、

本契約書にご同意いただけない場合は、購入後 10 日以内に、開封せず弊社宛にご返却いただければ、代金をお返しいたします。従いまして、お客様におかれましては、このパッケージを開封するにあたり、この契約書の各条項をよくお読みいただき、全ての条項に同意される場合のみこのパッケージをご開封下さい。

### 第 1 条（総則）

乙は甲に対して本契約に定める条件により、車両ナンバープレート検知お試しキットを第三者に譲渡せずかつ非独占的に利用する権利を許諾します。

### 第 2 条（本契約書の変更）

1. 乙は、乙の判断により、本契約書をいつでも任意の理由で変更することができるものとします。
2. 変更後の本契約書は、乙が別途定める場合を除いて、変更連絡をした時点より効力を生じるものとします。

### 第 3 条（著作権等権利の所在）

1. 本 AI アプリ中の表示、及び AI アプリを構成するプログラム等に係る著作権、商標権等すべての知的財産権は、乙に帰属します。
2. 本 AI アプリは、利用者自身として利用する目的のみで利用することができるものとし、甲が本 AI アプリを構成するプログラム等に係る著作権、商標権等全ての知的財産権を取得するものではありません。
3. 前項の規定に違反して著作権等の知的財産権に関する問題が生じた場合、甲は自己の費用と責任において、その問題を解決するとともに、乙に対して何らの迷惑又は損害等を与えてはなりません。

### 第 4 条（利用条件等）

1. 甲は、次の行為を行ってはならないものとします。  
(ア) 本 AI アプリに影響を与える外部ツールの利用・作成・頒布・販売等を

行う行為

- (イ) 本 AI アプリのパラメータデータを操作または変更しようとする行為
- (ウ) 乙が本来意図しない動作にて利用し、本 AI アプリ内での利益を得ようとする行為（いわゆるチート行為）
- (エ) 本 AI アプリを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他本 AI アプリのソースコード、構造、アイデア等を解析するような行為
- (オ) 本 AI アプリを複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変、他のソフトウェアと結合する行為
- (カ) 本 AI アプリに組み込まれているセキュリティデバイスまたはセキュリティコードを破壊する行為
- (キ) その他、本 AI アプリに関して甲が有する検知を侵害する行為
- (ク) 第三者が上記各行為を行うことを助長する行為
- (ケ) 本 AI アプリ及び本契約に基づく本 AI アプリの利用権を第三者に再許諾、譲渡、移転またはその他の方法で処分する行為
- (コ) 本 AI アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去または変更する行為
- (サ) その他、乙が不適切と判断する行為

2. 甲が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲に対し何時にても本契約に基づく本 AI アプリの利用を終了させることができます。その場合、乙は甲に対して何らの責任を負うものではありません。

#### 第 5 条（危険業務での利用）

1. 本 AI アプリを人命または人体に係る業務や高度の安全性が要求される業務（医学もしくは医療に関する業務、原子力に関する業務、宇宙航空に関する業務、交通輸送に関する業務などを含みますが、それらに限定されないものとし、以下「危険業務」といいます）での利用を推奨するものではありません。
2. 甲が本 AI アプリを危険業務で利用する場合、甲が危険業務での本 AI アプリの利用リスクを認識し、甲自身の責任において利用すること、ならびに甲による危険業務での本 AI アプリの利用については、乙は一切の責任を負わない条件とします。

#### 第 6 条（禁止事項）

甲は、本 AI アプリの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 犯罪行為に関する行為
3. 本 AI アプリの内容等、本 AI アプリに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権等を侵害する行為

4. 乙、他の利用者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワーク機能を破壊し、または妨害する行為
5. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
6. 他の利用者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
7. 不正な目的をもって本 AI アプリを利用する行為
8. 本 AI アプリの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
9. 他の利用者になりすます行為
10. 乙が許諾しない本 AI アプリでの宣伝、広告、加入、または営業行為
11. 乙のサービスに関連し反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
12. その他乙が不適切と判断する行為

#### 第7条（免責）

1. 乙は、本 AI アプリの利用により発生した甲の損害については、乙の故意、重過失に起因するものを除き一切の賠償責任を負いません。
2. 甲が本 AI アプリを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとします。
3. 本 AI アプリは乙がその時点で提供可能なものとします。乙は提供する情報、コンテンツ及びソフトウェア等の情報について、その完全性、正確性、適正性、利用可能性、安全性、確実性等につきいかなる保証もしません。
4. 乙は、利用者に対して適宜情報提供やアドバイスを行うことがあります。その結果について責任を負わないものとします。
5. 乙は、本 AI アプリのバグ、その他を補修する義務及び本 AI アプリを改良または改変する義務を負いません。ただし、甲に本 AI アプリのアップデート版またはバージョンアップ情報等も本 AI アプリとして扱い、これらにも本契約が適用されます。
6. 本 AI アプリが何らかの外的要因によりデータ破損等をした場合、乙はその責任を負いません

#### 第8条（権利譲渡の禁止）

甲は、本利用契約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡もしくは計上させ、または担保に供してはなりません。

#### 第9条（第三者との紛争）

本 AI アプリの利用にあたり、甲が乙以外のサービス提供者及び第三者との間で

何かしらの紛争等が生じた場合、甲の自らの責任と費用で当該紛争等を解決するものとします。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、次の各号のいずれか一つも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (ア) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること
  - (イ) 甲が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (ウ) 甲が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (エ) 甲若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (オ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (カ) 甲が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、甲が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします

#### 第11条（法律の適用及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

2. 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。